

上野芝小いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学級にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・組織的対応が重要」との姿勢のもと、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組む。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

4 要件

- ①児童同士
- ②一定の人的関係にある
- ③心理的・物理的な影響
- ④心身の苦痛を感じている

(2) いじめの理解

○いじめは、どの子どもにも、どの学級でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

○いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応に取り組む。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目、心身の苦痛の有無を確認し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの未然防止

○人権教育の充実を図り、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動が身に付けられるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。また、豊かな人権感覚を育む取組を推進し、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を醸成する。

- 命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育み、自分のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成するために道德教育を推進する。ストレスに適切に対処できる力及び児童が自らの身を守るスキルを育成するなどの取組をとおして、児童が自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きていく力を養う。
- 学級活動等の話し合い活動をとおして、互いを尊重し良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動はもちろん、学習活動をとおして望ましい人間関係を築く。
- 児童の居場所と出番のある授業づくり、「わかる」授業をめざし、全ての教育活動において、学習意欲や自尊感情を高め、自他を大切に作る心情を育む。
- 全ての教職員が上野芝小いじめ防止基本方針の内容を理解し、教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。
- 携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。
- いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の取り組みを行う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。また、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題に対する取組の重要性について保護者に認識を広め、学校と地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。(校報、全校集会等で)
- いじめ・不登校対策委員会は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組(全校集会での説明等)を実施する。

(4) いじめの早期発見

- いじめは、大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また児童が発するサインを見逃さず、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知等により、児童や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や、地域との連携を進める。
- いじめられている児童の立場に立ち、ちょっとしたからかいなどの「いじめの芽」も、いじめとして判断し、対応にあたる。
- ◆学校生活アンケート (P6)
- ◆学校いじめ防止基本方針チェックポイント (P8)

(5) いじめへの対処

○組織的な対応をするため「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

◆委員会は校長・教頭・教務・生徒指導主任・被害加害児童の学年・SSW・スクールカウンセラー等で構成する。

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を果たす。

・いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。

・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，これらの共有化を図る中核としての役割を果たす。

・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

◆いじめ問題発生時対応マニュアルに基づき，調査・対応に当たる。(P9)

◆不登校対応マニュアル

○校内研修等をとおして，いじめへの対策に関する理解を深める。

◆「いじめの解消」は少なくとも次の2つの要件を必要とする。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が，少なくとも3か月継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，面談等により確認すること。

◆いじめは重大な人権侵害に当たり，児童に大きな傷を残すもの，刑事罰の対象となり得ること等について，事例（裁判例）を示しながら，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(6) 家庭や地域・関係機関との連携

○PTAや地域の関係団体等と，いじめの問題について協議する機会を設けたり，学校協議会を活用していじめの問題について，家庭・地域と連携した対策を推進する。

○いじめの防止等の取組を効果的に行うために，教育委員会，警察，法務局等の関係機関との連携を行っていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条1項)

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 重大事態の発生と調査

○重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。

○調査対象事案

- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○調査組織

- ・「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理、福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。

○調査内容

- ・アンケートの活用、その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

○調査報告

- ・調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

■いじめの被害を受けた児童からの聴き取りが可能な場合

○いじめの被害を受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う。

○いじめの被害を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を行う。

○調査による事実関係の確認とともに、加害の児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめの被害を受けた児童に対しては、事情や心情に寄り添い、その児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校復帰に向けた支援や学習支援等を行う。

■いじめの被害を受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

○当該児童の保護者の意向に寄り添い、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。在校生や教職員に対するアンケートや聴き取り調査等を行う。

^{がっき} **○学期** ^{がっこうせいかつ} **学校生活アンケート**

() 年 () 組 名前 ()

上野芝小学校では、みなさんが安心して楽しく勉強したり、遊んだりできる学校をめざしています。

これから、あなたの学校での様子を聞きますので、よく考えて教えてください。

学校に行くのは楽しいですか。	☐ そう思う ☐ 少しそう思う ☐ あまり思わない ☐ まったく思わない
(理由)	

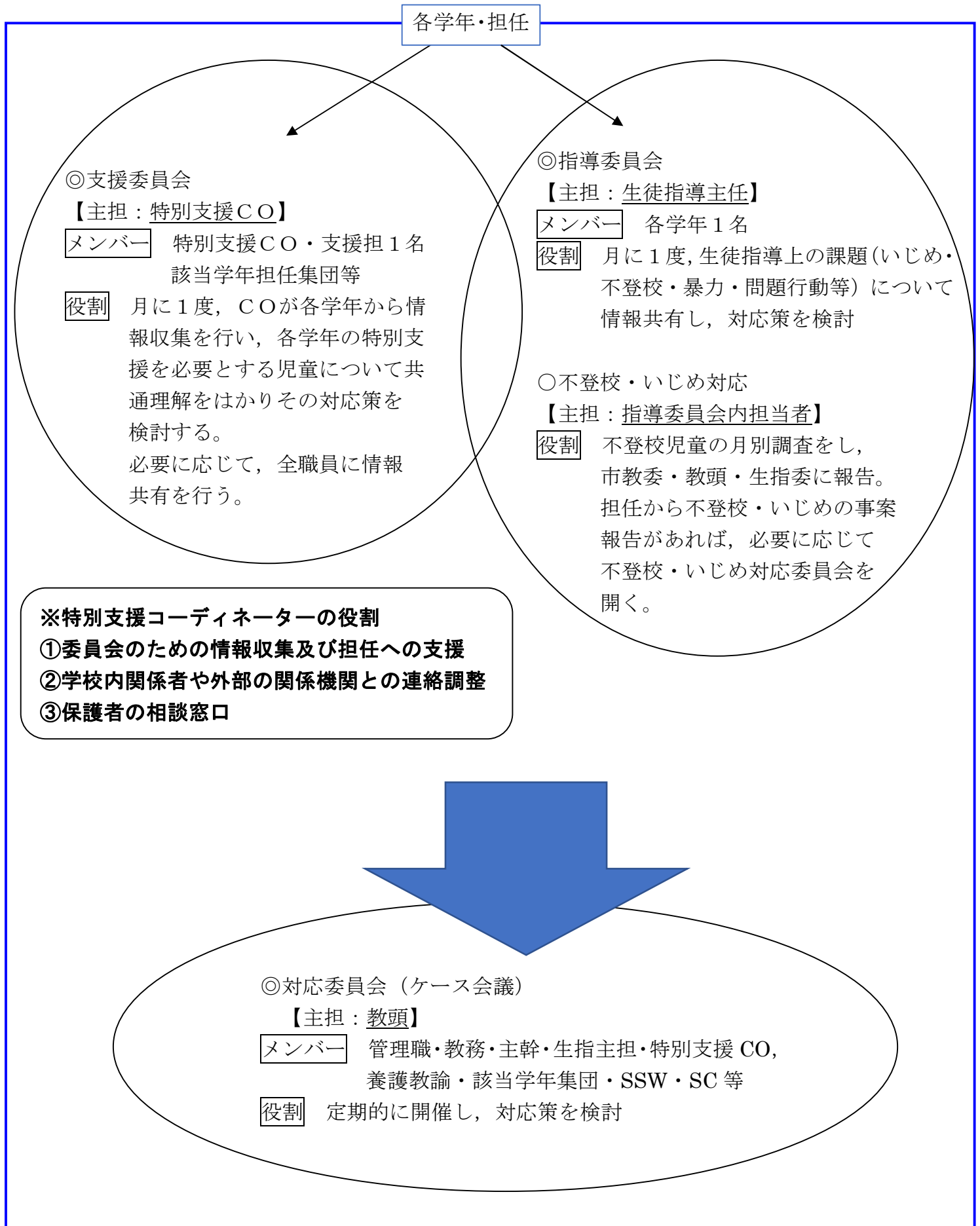
不安やなやみごとをだれに相談していますか。	☐ 家族 ☐ 友だち ☐ 先生 ☐ その他 ()
-----------------------	---

だれかにいやなことをされたり、言われたりして 今、いやな思いをしていますか。	☐ はい ☐ いいえ
(いつ・どこで・だれに・なにを・なぜされているのかを書いてください)	

周りの友だちがいやなことをされたり、 言われたりしているのに気づいたことはありますか。	☐ はい ☐ いいえ
(いつ・どこで・だれに・なにを・なぜされていたのかを書いてください)	

その他に、何か先生に伝えたいことはありますか。	☐ はい ☐ いいえ
(どんなことかを書いてください)	

令和7年度 課題対応組織図



学校いじめ防止基本方針チェックポイント

1. 未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかの点検及び改善
(対策委員会)
2. 全員に居場所と出番のある授業づくり
(授業の振り返り・研究授業の際に評価)
3. ストレスに適切に対応できる力を育成
(保体給委員会でのチェック・ストレスのマネジメント)
4. 指導の在り方には細心の注意を払う
(いじめ問題発生時対応マニュアル等の研修)
5. 障害（発達障害を含む）についての理解
(支援学級担任のクラスへの出前授業)
6. 相談体制の定期的な対応（SSW・スクールカウンセラー等による観察・面談）
7. 遊びや悪ふざけなど、その場でその行為を止める（背景を見る）
8. いじめを知らせてきた児童の安全を確保する
(いじめ問題発生時対応マニュアル)
9. 発見・通報を受けた教職員は「いじめ・不登校対策委員会」で直ちに情報共有
(窓口から組織へ・いじめ問題発生時対応マニュアル)
10. 電話連絡や家庭訪問等、迅速に被害者側の保護者に事実関係を伝える
11. いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
12. 懲戒等の留意事項（体罰防止研修）
13. いじめが起きた集団への働きかけ（傍観者）（学校教育自己診断での評価）
14. いじめが起きた集団への働きかけ（観衆）（学校教育自己診断での評価）
15. 情報モラル教育の推進（E ネットキャラバン等・学年での道徳授業等）
16. ネット上のトラブルの相談窓口の周知（相談カードの配布等）
17. ネット上のいじめ対応（情報モラルに関する出前授業等）
18. 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施（4月作成）
19. 「いじめ・不登校対策委員会」等、組織的な指導体制の在り方
20. 校内研修の充実（年に1回以上）
21. いじめ防止対策に係る学校評価（学校教育自己診断等での評価）
22. いじめ防止対策に係る教員評価（学校教育自己診断等での評価）
23. いじめ対応チェックリストの定期的な点検・対応
(いじめ対応チェックリストの活用)（職員会議での共有等）
24. 全児童への聞き取りの実施（学校生活アンケートの活用）
25. いじめ防止基本方針の周知（全校集会・HPへの掲載等）
26. 特に配慮が必要な児童（障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人、性同一性障害など）に対する支援・保護者との連携・周囲に対する指導

いじめ問題発生時対応マニュアル

「いじめ」とは

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

通報日時 通報者名 被害児童名 年 組 受信者	本人・保護者からの聴き取り（言い分を十分に聞き、共感的な姿勢で事実関係を正確に把握する。安心感を持たせる。） 担任（ ）・（ ）・（ ） 聞き取り内容
いじめ・不登校対策委員会の招集 ・被害児童・保護者からの聴き取り担当者決定	加害者からの聴き取り（言い分を十分に聞き、事実関係を正確に把握するとともに、被害者の気持ちに気づかせながら、いじめは許されないとの強い意志を持って指導する。） 担任（ ）・（ ）・（ ） 聞き取り内容
担任等、児童の実態把握状況の有無等の確認	
・加害者からの聴き取り担当者決定	周りの児童からの聴き取り（言い分を十分に聞き、事実関係を正確に把握するとともに、被害者の気持ちに気づかせながら、いじめに対する傍観や加担は許されないとの強い意志を持って指導する。） 担任（ ）・（ ）・（ ） 聞き取り内容
・周辺児童への聴き取り担当者決定	
被害児童・保護者への説明 月 日 場所 担当（校長）（担任）（ ）	話し合いの場の設定（両者の保護者の同伴の有無） 月 日 場所 担当（校長）（担任）（ ）（ ）
学級会の開催 月 日 学年集会の開催 月 日 全校集会の開催 月 日	市教委への報告・協議 関係機関との連携
	保護者会の開催の有無 月 日 場所 担当（校長）（教頭）（担任）（ ）（ ）